



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)
号外 第 55 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

人委規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第22号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する人事委員会規則で定める試験研究機関等は、次に掲げる試験研究機関等とする。

- (1) 隠岐支庁県民局及び農林局農政・普及部並びに県民センター
- (2) 中山間地域研究センター
- (3) 保健所
- (4) 農林水産部農畜産振興課家畜病性鑑定室
- (5) 農林振興センター農業普及部
- (6) 東部農林振興センター中海干拓営農部
- (7) 農業技術センター
- (8) 農業大学校
- (9) 病害虫防除所
- (10) 家畜保健衛生所
- (11) 畜産技術センター
- (12) 水産技術センター
- (13) 産業技術センター

2 条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する人事委員会規則で定める有害物は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤とする。

第 3 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定する人事委員会規則で定める業務は、職員が勤務する公署の業務として行う家畜の診療とする。

第 5 条の 2 第 1 項を削り、同条第 2 項中「第 1 号及び第 2 号」を削り、同項を同条とする。

第 6 条第 3 項各号を次のように改める。

- (1) 行政職給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）別表第 1 に掲げるものをいう。以下この項

において同じ。) 2級以下の職員 20,400円

(2) 行政職給料表3級の職員 30,300円

(3) 行政職給料表4級以上の職員 33,500円

第7条第2項第3号を削る。

第12条第2項中「、口蹄疫」を削り、「狂犬病」の次に「、リフトバレー熱」を加え、「、出血性敗血症」を削り、「ニューカッスル病」を「高病原性鳥インフルエンザ並びに人事委員会がこれらに相当すると認める家畜の伝染性疾病」に改める。

第13条第1項中「保健所の環境衛生部検査グループ」を「浜田保健所環境衛生部検査グループ」に改め、「専ら」を削り、「に従事する」を「を主たる職務とする」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 条例第19条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、浜田保健所環境衛生部検査グループの職員のうち前項の業務を主たる職務とする職員及び保健環境科学研究所保健科学部の職員(食品化学スタッフの職員を除く。)とする。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第19条を次のように改める。

(福祉業務従事手当)

第19条 条例第29条第1項に規定する人事委員会規則で定める業務は、指導又は調査の対象者等と直接に接して行う業務とする。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条を次のように改める。

(教務手当)

第24条 条例第37条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、農業大学校に置かれる職の職務として授業に従事する職員以外の職員とする。

2 条例第37条第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める職員は、消防学校に勤務する職員のうち教育訓練に従事することを主たる職務とする職員(校長及び教頭を除く。)とする。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第27条第1項第2号中「適用して得た額」の次に「(以下「従事日数による割落し後の額」という。)」を加え、同条第2項中「再任用短時間勤務職員に対する前項」を「次に掲げる職員に対する前項第1号の規定の適用については、「同項」とあるのは「条例第40条第2項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)第16条(同条例第22条において準用する場合を含む。))及び第26条において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」の規定により読み替えて適用する同条第1項」と、前項第2号」に改め、「第40条第1項」の次に「の規定を適用して得た額(以下「従事日数による割落し後の額」という。)」を、「第40条第2項」の次に「の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を適用して得た額」を加え、「勤務時間条例」を「職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で短時間勤務の職(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(3) 育児休業法第18条第 1 項の規定により採用された職員

第27条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 月の中途中で次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（以下この項において「該当職員」という。）の当該月における月額の手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、月の中途中で 2 回以上にわたり次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった職員その他の当該月における月額の手当の額が次の各号に定める額により難い該当職員の当該月における月額の手当の額は、任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。

(1) 育児短時間勤務を開始した場合又は再任用職員が短時間勤務の職を占めることとなった場合 当該勤務の開始（再任用職員が短時間勤務の職を占めることとなった場合を含む。以下この号において同じ。）前に従事していた支給対象業務等（月額の手当が支給される業務若しくは作業をいう。以下同じ。）に従事した日数に応じた従事日数による割落し後の額及び当該勤務の開始後に従事していた支給対象業務等に従事した日数に応じた短時間勤務職員に係る従事日数による割落し後の額（条例の規定により受けるべき額に条例第40条第 2 項（職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）第16条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定を適用して得た額をいう。以下同じ。）を合算した額。ただし、当該合算した額が、当該月における当該勤務の開始前後のそれぞれの支給対象業務等に従事した日数を合算した日数（以下この号において「総従事日数」という。）の間当該勤務の開始前に従事していた支給対象業務等に従事したとした場合における総従事日数に応じた従事日数による割落し後の額及び総従事日数の間当該勤務の開始後に従事していた支給対象業務等に従事したとした場合における総従事日数に応じた短時間勤務職員に係る従事日数による割落し後の額のいずれか高い額を超える場合は当該高い額、いずれか低い額に満たない場合は当該低い額

(2) 育児短時間勤務が終了した場合（育児短時間勤務の終了後、引き続き育児休業法第17条の規定による短時間勤務を開始した場合を除く。）又は再任用短時間勤務職員が職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間が適用される職へ異動した場合 当該勤務の終了（再任用短時間勤務職員が勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間が適用される職へ異動した場合を含む。以下この号において同じ。）前に従事していた支給対象業務等に従事した日数に応じた短時間勤務職員に係る従事日数による割落し後の額及び当該勤務終了後に従事していた支給対象業務等に従事した日数に応じた従事日数による割落し後の額を合算した額。ただし、当該合算した額が、当該月における当該勤務の終了前後のそれぞれの支給対象業務等に従事した日数を合算した日数（以下この号において「総従事日数」という。）の間当該勤務の終了前に従事していた支給対象業務等に従事したとした場合における総従事日数に応じた短時間勤務職員に係る従事日数による割落し後の額及び総従事日数の間当該勤務の終了後に従事していた支給対象業務等に従事したとした場合における総従事日数に応じた従事日数による割落し後の額のいずれか高い額を超える場合は当該高い額、いずれか低い額に満たない場合は当該低い額

(3) 勤務時間条例第 3 条第 1 項の規定により設けられる週休日の日数の変更があった場合（前号に掲げる場合を除く。）（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務をしている職員が該当することとなった場合に限る。） 当該変更の前後に従事していた支給対象業務等に従事した日数に応じたそれぞれの短時間勤務職員に係る従事日数による割落し後の額を合算した額。ただし、当該合算した額が、当該月における当該変更の前後それぞれの支給対象業務等に従事した日数を合算した日数（以下この号において「総従事日数」という。）の間当該変更がなかったとして当該変更の前に従事していた支給対象業務等に従事したとした場合における総従事日数に応じた短時間勤務職員に係る従事日数による割落し後の額及び当該変更が月の初日からあったとして総従事日数の間当該変更後に従事していた支給対象業務等に従事したとした場合における総従事日数に応じた短時間勤務職員に係る従事日数による割落し後の額のいずれか高い額を超える場合は当該高い額、いずれか低い額に満たない場合は当該低い額

第28条第 3 項中「病院業務従事手当の支給要件に該当する業務のうち条例第28条第 1 項に規定する業務に係る手当の額又は」を削る。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。